

函館大学教職課程に関する規則

(目的)

第1条 この規程は、函館大学（以下「本大学」という。）学則第9条および学則第21条に基づき、教職課程の履修に関する事項を定める。

(教員免許状授与の所要資格の取得)

第2条 教員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

(教職課程受講料)

第3条 教職課程を履修する者は、本規則別表1に定める受講登録料等を納入しなければならない。

2. 科目等履修生および特別科目等履修生は、学則別表Ⅲ④および⑤で定める受講料等に加えて、前項で定めた受講登録料等を納入しなければならない。
3. 受講料は履修登録後、所定の手続きを経て期日までに支払わなければならない。

(免許状の種類)

第4条 本大学において履修できる免許状の種類は、以下の各号に掲げるものとする。

- (1) 高等学校1種免許状 商業
- (2) 高等学校1種免許状 英語
- (3) 高等学校1種免許状 公民
- (4) 中学校1種免許状 英語
- (5) 中学校1種免許状 社会

(授業科目)

第5条 教職課程の授業科目は以下に定める別表のとおりとする。

- (1) 教科及び教科の指導法に関する科目 …… 別表2
- (2) 教育の基礎的理解に関する科目等 …… 別表3
- (3) 教育職員免許法施行規則66条の6に定める科目 …… 別表4

(教職課程履修届の提出)

第6条 教職課程を履修し、教員免許の取得を希望する学生は、様式1（教職課程履修届）を学務課に提出しなければならない。

(教育実習履修手続き)

第7条 教育実習を履修するには、教育実習を履修する学年の前年度に、学務課で所定の手続きを行わなければならない。

(教育実習の科目)

第8条 教育実習は、原則として取得を希望する免許状の科目で行わなければならない。

(教育実習（高等学校）履修要件)

第9条 教育実習（高等学校）を履修するには、教育実習を履修する前年次までに、次の各号を全て満たさなければならない。

- (1) 取得しようとする免許状のうち、教育実習を行う予定の科目について、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、教科に関する専門的事項の科目を 20 単位以上、及び各教科の指導法（教育実習を行う教科）の単位を取得していること。
- (2) 「教育の基礎的理解に関する科目」において、「教職入門」、「教育原理」、「教育心理学」、「教育行政学」、「特別支援教育論」のうち、8 単位以上を取得していること。
- (3) 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」において「道徳教育指導論」、「教育方法論」、「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」、「生徒指導及び進路指導論」、「教育相談」のうち、6 単位以上を取得していること。
- (4) 削除

(教育実習（中学校）履修要件)

第10条 教育実習（中学校）を履修するには、教育実習を履修する前年次までに、次の各号を全て満たさなければならない。

- (1) 取得しようとする免許状のうち、教育実習を行う予定の科目について、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、教科に関する専門的事項の科目を 20 単位以上、及び各教科の指導法（教育実習を行う教科）の単位を取得していること。
- (2) 「教育の基礎的理解に関する科目」において、「教職入門」、「教育原理」、「教育心理学」、「教育行政学」、「特別支援教育論」のうち、8 単位以上を取得していること。
- (3) 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」において「道徳教育指導論」、「教育方法論」、「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」、「生徒指導及び進路指導論」、「教育相談」のうち、8 単位以上を

取得していること。

- (4)「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」に基づき、7 日間以上の介護等体験を修了していること。ただし、本学が認める留学等を理由として、教育実習を履修する前年次までに介護等体験を終了できない場合に限り、例外を認めることがある。

(5) 削除

(教育実習事前講座の受講)

第 1 1 条 教育実習を履修するには、教育実習事前講座を受講し、その担当教員より教育実習を行う許可を得なければならない。

(商業の教育実習履修制限)

第 1 2 条 「高等学校 1 種免許状 商業」の取得希望者で、「商業」での教育実習を履修するものは、教育実習を履修する前年次までに以下の各号のいずれかを満たさなければならない。

- (1) 日本商工会議所簿記検定試験 2 級に合格すること。
- (2) 情報処理推進機構「基本情報技術者試験」に合格すること。
- (3) 日本商工会議所簿記検定試験 3 級、及び情報処理推進機構 IT パスポート試験の両方に合格すること。

(英語の教育実習履修制限)

第 1 3 条 「高等学校 1 種免許状 英語」もしくは「中学校 1 種免許状 英語」の取得希望者で、「英語」での教育実習を履修するものは、教育実習を履修する前年次までに以下の各号のいずれかを満たさなければならない。

- (1) 実用英語検定試験 2 級に合格すること。
- (2) TOEIC470 点以上を取得すること。

(「公民 (高等学校)」及び「社会 (中学校)」の教育実習履修制限)

第 1 4 条 「高等学校 1 種免許状 公民」もしくは「中学校 1 種免許状 社会」の取得希望者で「社会」又は「公民」での教育実習を履修するものは、教育実習を履修する前年次までに以下の要件を満たさなければならない。

- ・ ニュース時事能力検定試験準 2 級に合格すること。

(教育実習履修制限の特例措置)

第 1 5 条 第 12 条、第 13 条、第 14 条において、教育実習の前年度に災害等により外部試験の受験機会を複数回得られなかった場合に限り、教務委員会の審議を経た上で

特例措置を講じることがある。

(規則の改廃)

第16条 この規則の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

- 付則1. この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 付則2. この規程の一部改正（第14条の新設及びそれに伴う第15条、第16条の条番号変更）は平成27年4月1日から施行し、第14条については平成27年度2年次から適用する。
- 付則3. この規程の一部改正（新カリキュラム対応による別表2～別表4の変更）は平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学生から適用する。なお、平成27年度以前の入学生については従前の規則による。
- 付則4. この規程の一部改正（第3条（文言修正）、新カリキュラム対応による別表4の変更）は平成29年4月1日から施行し、平成29年度入学生から適用する。なお、平成28年度以前の入学生については従前の規則による。
- 付則5. この規程の一部改正（新カリキュラム対応による別表2及び別表4の変更）は平成30年4月1日から施行し、平成30年度入学生から適用する。なお、平成29年度以前の入学生については従前の規則による。
- 付則6. この規程の一部改正（第3条 教職課程受講料の変更、第5条 教育職員免許法施行規則改正への対応による科目区分名等の変更、第9条及び第10条（教育実習履修要件の変更）、第11条、第12条、第13条及び第14条の文言の一部変更、別表1、別表2及び別表3の変更）は平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生から適用する。なお、平成30年度以前の入学生については従前の規則による。
- 付則7. この規程の一部改正（別表2、別表4の改正）は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度入学生から適用する。なお、平成31年度以前の入学生については従前の規則による。
- 付則8. この規程の一部改正（第15条の改正（教員採用試験の受験義務の廃止、教育実習履修制限の特例措置の新設））は、令和2年8月5日から施行し、令和2年度在学学生から適用する。
- 付則9. この規程の一部改正（別表2の改正（教育職員免許法施行規則改正への対応による科目区分名等の変更））は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度在学学生から適用する。
- 付則10. この規程の一部改正（別表3の改正（教育職員免許法施行規則改正への対応による科目名称等の変更））は、令和4年4月1日から施行し、令和2年度入学生から適用する。

付則 1 1. この規程の一部改正（別表 2・別表 3・別表 4 の変更）は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

付則 1 2. この規程の一部改正（別表 2・別表 4 の変更）は、令和 7 年 4 月 1 日から適用し、令和 7 年度入学生から適用する。

別表 1 教職課程の受講登録料

科目名等	単位数	受講料(円)	備考
教職課程受講登録料	—	10,000	
介護等体験費用	—	10,000	該当者のみ
教育実習（中学校）	3	15,000	
教育実習（高等学校）	5	15,000	

別表2 教科及び教科の指導法に関する科目（令和7年度入学生より適用）

A. 商業				単位	備考
科目区分	免許法施行規則に定める科目区分等 各科目に含めることが重要な事項	左記に対応する開設授業科目 授業科目			
教科に関する専門的事項	商業の関係科目	○マーケティング総論	2		
		マーケティング戦略論	2		
		消費者行動論	2		
		広告論	2		
		流通論	2		
		金融論	2		
		証券論	2		
		○経営学総論	2		
		経営管理論	2		
		国際経営論	2		
		経営史Ⅰ	2		
		経営史Ⅱ	2		
		簿記論Ⅰ	1		
		簿記論Ⅱ	1		
		簿記論Ⅲ	1		
		簿記論Ⅳ	1		
		簿記論Ⅴ	2		
		簿記論Ⅵ	2		
		財務諸表論Ⅰ	2		
		財務諸表論Ⅱ	2		
		原価計算論Ⅰ	2		
		原価計算論Ⅱ	2		
		経営分析論	2		
		産業構造論Ⅰ	2		
		産業構造論Ⅱ	2		
		経済史Ⅰ	2		
		経済史Ⅱ	2		
		ビジネス法Ⅰ	2		
		ビジネス法Ⅱ	2		
		ビジネス法Ⅲ	2		
		経営戦略論	2	※以上の選択科目から10単位以上を選択	
		経営組織論	2		
	職業指導	○職業指導	2		
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目					
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		○商業科教育法	4		

B.英語

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目	単位	備考
科目区分	各科目に含めることが重要な事項	授業科目		
教科に関する専門的事項	英語学	○英語学	2	
		○英語音声学	2	
		英文法Ⅰ	2	
		英文法Ⅱ	2	
	英語文学	英文学	2	
		アメリカ文学	2	
		○英語文学	2	
		英米文学史	2	
	英語コミュニケーション	英語スピーキングⅠ	2	
		英語スピーキングⅡ	2	
		○IBC(インターナショナル・ビジネス・コミュニケーション)	2	
		英語リスニングⅠ	2	
		英語リスニングⅡ	2	
		○ビジネス・イングリッシュⅠ	2	
		ビジネス・イングリッシュⅡ	2	
		英語ライティングⅠ	2	
		英語ライティングⅡ	2	
	異文化理解	○GCS(グローバル・カルチャー・スタディーズ)	2	
		比較文化論Ⅰ	2	
		比較文化論Ⅱ	2	
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目				
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)			4	中学英語免許状必修
			4	

C.高校公民

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目	単位	備考
科目区分	各科目に含めることが重要な事項	授業科目		
教科に関する専門的事項	「法学(国際法を含む)、政治学(国際政治を含む)」	○法学	2	} いずれか4単位必修
		民法Ⅰ	2	
		民法Ⅱ	2	
		国際法	2	
		政治学	2	
	「社会学、経済学(国際経済を含む)」	社会学	2	
		○経済学Ⅰ	2	
		○経済学Ⅱ	2	
		ミクロ経済学Ⅰ	2	
		ミクロ経済学Ⅱ	2	
		マクロ経済学Ⅰ	2	
		マクロ経済学Ⅱ	2	
		国際経済学Ⅰ	2	
		国際経済学Ⅱ	2	
		地域経済論Ⅰ	2	
		地域経済論Ⅱ	2	
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	○倫理学Ⅰ	2	
		○倫理学Ⅱ	2	
		○心理学Ⅰ	2	
		○心理学Ⅱ	2	
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目				
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		○社会・公民教育法Ⅰ 社会・公民教育法Ⅱ	4 4	中学社会免許状必修

D. 中学社会

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目	単位	備考
科目区分	各科目に含めることが重要な事項	授業科目		
教科に関する専門的事項	日本史及び外国史	○日本史概論 ○西洋史概論 ○東洋史概論	2 2 2	
	地理学(地誌を含む)	○地理学Ⅰ ○地理学Ⅱ	2 2	
	「法学、政治学」	○法学 民法Ⅰ 民法Ⅱ 国際法 政治学	2 2 2 2 2	
	「社会学、経済学」	社会学 ○経済学Ⅰ ○経済学Ⅱ ミクロ経済学Ⅰ ミクロ経済学Ⅱ マクロ経済学Ⅰ マクロ経済学Ⅱ 国際経済学Ⅰ 国際経済学Ⅱ 地域経済論Ⅰ 地域経済論Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
	「哲学、倫理学、宗教学」	○倫理学Ⅰ ○倫理学Ⅱ	2 2	
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目			
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	○社会・公民教育法Ⅰ ○社会・公民教育法Ⅱ	4 4	

別表3 教育の基礎的理解に関する科目等（令和2年度入学生より適用）

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目		備 考
科 目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位	
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理(教育課程の意義及び編成の方法を含む)	2	※「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)」を含む。
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職入門	2	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育行政学	2	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論	2	
	・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)				
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	中10 高8	道徳教育指導論	2	中学免許状必修
	・総合的な学習の時間の指導法		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	※「特別活動の指導法」を含む。
	・特別活動の指導法				
	・教育の方法及び技術		教育方法論(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。)	2	※情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。
	・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法				
	・生徒指導の理論及び方法				
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談	2	
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		生徒指導及び進路指導論	2	※「生徒指導の理論及び方法」を含む。
教育実践に関する科目	・教育実習	中5 高3	教育実習(中学校)	5	※事前事後指導1単位含む。中免取得の場合は必修
			教育実習(高等学校)	3	※事前事後指導1単位含む。高免のみ取得の場合は必修
	・学校体験活動				
	・教職実践演習	2	教職実践演習(中高)	2	

別表4 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目
(令和7年度入学生より適用)

免許法施行規則に定める科目及び単位数			左記に対応する開設授業科目		備 考
科 目		単位	授業科目	単位	
日本国憲法		2	○日本国憲法	2	
体育		2	体育Ⅰ	1	いずれか2科目選択必修
			体育Ⅱ	1	
			体育Ⅲ	1	
			体育Ⅳ	1	
			体育Ⅴ	1	
			体育Ⅵ	1	
外国語コミュニケーション		2	○英語実践入門Ⅰ	2	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	数理、データ活用及び人工知能に関する科目	2			
	情報機器の操作		情報処理基礎演習Ⅰ	1	いずれか2単位選択必修
			情報処理基礎演習Ⅱ	1	
			アルゴリズムとプログラミング	2	

いずれか2科目選
択必修

いずれか2単位選
択必修